

○寒川町まちづくり推進会議規則

平成19年2月27日

規則第4号

改正 平成19年9月18日規則第25号

平成25年3月1日規則第2号

平成26年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町自治基本条例(平成18年寒川町条例第32号)第30条の規定に基づく寒川町まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者

2 委員は再任されることができる。

(平26規則15・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第5条 会長は、会議の議事録を会議後速やかに作成し、公表するものとする。

(平19規則25・全改)

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、町民部協働文化推進課において処理する。

(平25規則2・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月18日規則第25号)

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。